

第12回秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会議事録

○開催概要

- 1 日 時 平成26年11月4日(火) 14:00～14:30
- 2 場 所 秋田市役所 議場棟1階 第三・四委員会室
- 3 委員の定数 17名
- 4 出席委員 15名
折田 仁典 委員、井上 正鉄 委員、野口 秀行 委員、
澤田 享 委員、恒松 良純 委員、小川 均 委員、
石井 邦彦 委員、佐藤 陽子 委員、加藤 禮子 委員、
高橋 大輔 委員、瓜田 智哉 委員、赤田 英博 委員、
酒井 俊一 委員、鈴木 亘 委員、中村 謙治 委員
- 5 欠席委員 2名
蒔田 明史 委員、樋渡 博子 委員
- 6 議事録署名委員 野口 秀行 委員、中村 謙治 委員

○次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 市長あいさつ
- 4 議題
 - (1) 会長選任
 - (2) 会長職務代理者指名
 - (3) 議事録署名委員指名
 - (4) 専門部会長指名
 - (5) 専門部会委員指名
- 5 その他
 - (1) 景観重要建造物等保存事業費補助金について
 - (2) 秋田市指定保存樹の指定解除について
- 6 閉会

○資料

- 1 次第
- 2 審議会委員名簿
- 3 会長の選任等について
- 4 専門部会の設置について
- 6 専門部会長・委員構成案（景観形成専門部会・都市緑化推進専門部会）
- 7 景観重要建造物等保存事業費補助金について（報告資料）
- 8 秋田市指定保存樹の指定解除について（報告資料）

○審議内容

4 議題

- (1) 会長選任
- (2) 会長職務代理者指名
- (3) 議事録署名委員指名
- (4) 専門部会長指名
- (5) 専門部会委員指名

(1) 会長選任

幹事 会長職については、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第11条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとしているが、いかがか。

委員 これまで当審議会会長を務めていただき、都市計画を含めたまちづくり全般の経験、知識が豊富で幅広い見識のある折田委員を会長に推薦する。

幹事 折田委員の推薦があったが、他に推薦はあるか。
折田委員の他に推薦がないことから、折田委員を会長とすることで異議はないか。

各委員 異議なし

幹事 異議がないため、審議会会長は折田委員に決定する。

(2) 会長職務代理者指名

会長 秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第11条第4項に基づく会長職務代理者を指名する。
会長職務代理者は、井上委員にお願いする。

委員 了承

(3) 議事録署名委員指名

会長 学識経験者と行政機関から、野口委員と中村委員に議事録署名委員をお願いする。

両委員 了承

(4) 専門部会長指名および (5) 専門部会委員指名

会長	<p>当審議会は、専門の事項を処理するため、景観形成専門部会と都市緑化推進専門部会を置いており、この専門部会の構成等については、事務局より説明をお願いします。</p> <p>また、部会長および専門部会の委員構成について、事務局で案があったら、私の方で確認の上、指名するので、説明と併せて案の提示もお願いします。</p>
事務局	<p>(専門部会について説明)</p> <p>(会長へ「部会長・委員構成案」を渡す)</p>
会長	部会長・委員構成案について、各委員へ配付をお願いします。
事務局	(各委員へ配付)
会長	部会長および委員構成案について、事務局より説明はあるか。
事務局	(部会長・委員構成案について説明)
会長	部会長および委員構成案については、部会審議が円滑に進むよう、考慮しており、景観形成専門部会長に恒松委員、都市緑化推進専門部会長に井上委員を指名する。
両委員	了承
会長	専門部会委員の指名については、委員構成案のとおり指名するので各委員には、それぞれの専門部会での調査・審議をよろしくをお願いします。
委員一同	了承
	5 その他
会長	次に、その他事項として事務局から何かあるか。
事務局	<p>「景観重要建造物等保存事業費補助金」および「秋田市指定保存樹の指定解除」について報告</p> <p>質疑応答</p>
委員	資料3の6ページ目の⑦の建造物は国登録有形文化財に指定されているため、備考欄に記載が必要ではないか。
事務局	ご指摘のとおりであるため、資料に記載する。

- 委員 資料４のＮＯ３の樹木の保存樹指定解除については、専門部会において相当苦勞した。苦渋の選択であった。
- 会長 保存樹の指定解除のいきさつについて説明していただいた。他に質問等あるか。
- 委員 資料３の補助金について、歴史的建造物は概ね昭和２０年までに建築されたものとなっており、今から振り返ると７０年ほど前となるが、戦後、重要な建築物があるとなれば、建築年代を広げるとか、経年に沿って広げていく考えはあるのか。
- 事務局 町家等の歴史的建造物は概ね昭和２０年までに建築されており、また資料等にも掲載されている。
また、概ね昭和２０年としているが、場合によっては昭和２０年を超えたものでも建造物を確認し該当するものであれば、対象としていくことは当初から行っている。今のところは、資料３に記載のとおり、昭和２０年までに建築されたものが対象となっている。今後も昭和２０年以降のものであっても、景観形成に寄与する重要な建造物については、対象としていきたいと考えているが、これを（要綱等に）明記するかは今後検討していく。
- 会長 この事業をどのように市民に知らせているか。
- 事務局 一年間を通して募集するのが望ましいと考えているが、現在は年３回、５月、８月、１１月と区切り、市のホームページ、広報あきた、さきがけ広報板を利用し広報するとともに事業者や専門の方からも情報提供をお願いしている。また他の部署からの情報提供も含め、今後新たな景観重要建造物を発掘していきたいと考えている。
委員の皆様からも何か情報があったら、お知らせいただきたいのでよろしく願います。

6 閉会

これは、平成２６年１１月４日に開催された「第１２回秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会」の議事録である。